

事務連絡
平成30年5月11日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
中村 信一

看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時に
おける気管カニューレの再挿入について（周知）

平素より、特別支援教育の推進に御尽力をいただきありがとうございます。

福祉，教育，保育等，あらゆる場において子供の気管カニューレが事故抜去し，生命が危険な状態等のため，緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって，直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合において，看護師又は准看護師が臨時応急の手当として気管カニューレを再挿入する行為について，平成30年2月28日付で公益社団法人日本小児科学会（以下「日本小児科学会」という。）会長等から厚生労働省医政局看護課長宛てに別添1のとおり照会があり，平成30年3月16日付で厚生労働省医政局看護課長から別添2のとおり回答がありました。

については，各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課，各都道府県私立学校主管課，附属学校を置く各国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれましては，本事務連絡について，域内の市町村教育委員会，所管の学校等に対して周知くださいますようお願いいたします。

なお，気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入については，日本小児科学会のHPで看護師の研修用のマニュアル等を公開しておりますので，教育委員会の委嘱した医師等と連携を図るなど，適切にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

（参考：日本小児科学会「気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について」掲載URL）

https://www.jpeds.or.jp/modules/news/index.php?content_id=346

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

[TEL:03-5253-4111](tel:03-5253-4111)（内線 3192）

FAX:03-6734-3737